2024 年 2 月 22 日

『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ
（協会けんぽ）健康保険・介護保険の保険料率変更に関するご案内

日頃より『かんたんクラウド給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。
さて、3 月分保険料（4 月納付分）から全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険及び介護保険の保険料率が変更されます。つきましては、保険料率の変更方法についてご案内申し上げます。

1. 2024 年（令和 6 年）3 月施行の（協会けんぽ）健康保険および介護保険の保険料率

■健康保険料率（被保険者）

北海道	51.05/1000	石川県	49.70/1000	岡山県	50.10/1000
青森県	47.45/1000	福井県	50.35/1000	広島県	49.75/1000
岩手県	48.15/1000	山梨県	49.70/1000	山口県	51.00/1000
宮城県	50.05/1000	長野県	47.75/1000	徳島県	50.95/1000
秋田県	49.25/1000	岐阜県	49.55/1000	香川県	51.65/1000
山形県	49.20/1000	静岡県	49.25/1000	愛媛県	50.15/1000
福島県	47.95/1000	愛知県	50.10/1000	高知県	49.45/1000
茨城県	48.30/1000	三重県	49.70/1000	福岡県	51.75/1000
栃木県	48.95/1000	滋賀県	49.45/1000	佐賀県	52.10/1000
群馬県	49.05/1000	京都府	50.65/1000	長崎県	50.85/1000
埼玉県	48.90/1000	大阪府	51.70/1000	熊本県	51.50/1000
千葉県	48.85/1000	兵庫県	50.90/1000	大分県	51.25/1000
東京都	49.90/1000	奈良県	51.10/1000	宮崎県	49.25/1000
神奈川県	50.10/1000	和歌山県	50.00/1000	鹿児島県	50.65/1000
新潟県	46.75/1000	鳥取県	48.40/1000	沖縄県	47.60/1000
富山県	48.10/1000	島根県	49.60/1000		

健康保険料率の内訳となる特定保険料率（被保険者）

特定保険料率	17.10/1000

※「特定保険料率」は全国一律です。
※「基本保険料率」は都道府県ごとに異なり、システムでは「特定保険料率」をもとに自動計算します。

■介護保険料率（被保険者）

介護保険料率	8.0/1000

【注意点】

- 保険料率改定に関する詳細は、協会けんぽのホームページ等をご参照ください。
  <令和 6 年度の協会けんぽの保険料率は 3 月分（4 月納付分）から改定されます>
  https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r06/240205/

2. 『かんたんクラウド給与』健康保険および介護保険の保険料率の変更時期の確認

（１）はじめに、改定後の保険料率に変更する時期についてご確認ください。

健康保険料および介護保険料を［**翌月徴収**］する場合（一般的なケース）

①	３月支給の賞与なし		４月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。
②	３月支給の賞与あり	支給日が給与の前	・３月支給の賞与は、改定後の保険料率に変更してください。 ・３月支給の給与は、改定前の保険料率に変更してください。 ・４月支給の給与から再度、改定後の保険料率に変更してください。
③		支給日が給与の後	３月支給の賞与から、改定後の保険料率に変更してください。

健康保険料および介護保険料を［**当月徴収**］する場合

①	３月支給の賞与なし		３月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。
②	３月支給の賞与あり	支給日が給与の前	３月支給の賞与から、改定後の保険料率に変更してください。
③		支給日が給与の後	３月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。

変更時期をご確認後、該当の支給月が到来しましたら、以下の手順で保険料率の変更を行ってください。

3. 健康保険および介護保険の保険料率を変更する

＜注意事項＞

- 変更時期の直前の明細書を『更新』-「給与賞与確定」で確定後、保険料率を変更してください。
- 保険料率を変更する前に、必ずデータの『バックアップ』を行ってください。

保険種別を確認し、各手順に沿って保険料率を変更します。
『会社基本情報登録』-［社会保険］-［健保種別］を確認します。
［協会けんぽ］で登録している方は（1）
［組合健保］で登録している方は（2）をご確認ください。

（1） ［協会けんぽ］の保険料率を変更する場合

［保険料被保険者負担率］-［都道府県］の年度選択コンボボックスで［R6 年 3 月施行］を選択します。
［健康保険］［介護保険］に新しい保険料率が設定されます。

＊改定前の保険料率に戻す場合は、年度選択コンボボックスで［R5 年 3 月施行］を選択します。

① 変更が完了しましたら［更新］ボタンで保存します。
② 確認メッセージが表示されます。［はい］を選択してください。
③『給与』-［給与明細書入力］または、『賞与』-［賞与明細書入力］より、明細書の作成を行っていただき、変更後の保険料率で計算されていることをご確認ください。

（2） ［組合健保］の保険料率を変更する場合

［保険料被保険者負担率］の欄で［健康保険］［特定］［介護保険］欄の保険料率を変更します。

＊画像の保険料率は例です。保険料率については、組合へお問い合わせください。

① 変更が完了しましたら［更新］ボタンで保存します。
② 確認メッセージが表示されます。［はい］を選択してください。
③『給与』-［給与明細書入力］または、『賞与』-［賞与明細書入力］より、明細書の作成を行っていただき、変更後の保険料率で計算されていることをご確認ください。

※新しい保険料を従業員にお知らせする通知書が『社保』-「保険料変更通知書」から出力することができますので、必要に応じてご利用ください。

以上